

# 第7期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## ■ 事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## ■ 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

AI inside株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス（<https://inside.ai/>））に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,680千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制制度（J-SOX）の導入に関する助言・指導業務に対する対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等に則った職務執行を行う。
  - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議やリスク・コンプライアンス委員会を通じて適宜議論を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識、法令順守体制の推進に努める。
  - (d) 代表取締役社長直轄のAudit Officeを設置し、各部門の業務執行状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書、重要な会議体の議事録や稟議書等については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - (b) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 健全な企業活動を行うにあたりコンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を整備し、運用するものとする。
  - (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役に對し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
  - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (b) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入する。

- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「職務権限規程」、「職務権限表」を制定する。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会は、Audit Officeに所属する使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や他の使用人の指揮命令を受けないものとする。Audit Officeに所属する主要な使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関する事項の決定については、監査等委員会と事前協議のうえ、実施する。
- (b) 取締役及び使用人は、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けたAudit Officeに所属する使用人に対し、監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
7. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員から会社法第399条の2第4項に基づく請求があったときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれを支払う。
- (b) 監査等委員会は、Audit Officeと連携を図り情報交換を行い、必要に応じて

内部監査に立ち会うことができる。

- (c) 監査等委員会は定期的に会計監査人と意見交換を行う。
  - (d) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士及び公認会計士その他の専門家の助言を受け、必要な連携を図ることとする。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。
  - (b) 役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を周知する。
  - (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - (d) 取引先との契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込み、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査等委員会による監査の実効性の確保等について取り組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

### 2. 取締役の職務の執行

毎月1回開催される定時取締役会、及び、必要に応じて機動的に開催する臨時取締役会にて、経営に関する重要事項について審議・決議を行っております。社外取締役は、経営会議等の重要会議にも出席の上、積極的に発言を行っております。

### 3. 監査等委員の職務の執行

監査等委員は取締役会、経営会議等の重要会議に出席の上、取締役の職務の執行状況等に対し、必要に応じて意見を述べております。

監査上必要な議事録、稟議書類等は常時閲覧できる状態とし、また必要に応じて代表取締役を含めた役職員が監査等委員に説明を行うことで、実効性のある監査となるよう体制確保に努めております。

### 4. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス違反の事前防止を図る取り組みを行っております。

また当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### 5. リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、当社におけるリスクの把握及びその対応策の検討を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金
当期首残高	1,205,260	1,055,260	646,158	1,701,418	1,363,559
会計方針の変更による 累積的影響額					△2,726
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,205,260	1,055,260	646,158	1,701,418	1,360,833
当期変動額					
新株の発行	17,726	17,726		17,726	
自己株式の取得					
自己株式の処分			78,788	78,788	
当期純利益					411,703
当期変動額合計	17,726	17,726	78,788	96,514	411,703
当期末残高	1,222,986	1,072,986	724,947	1,797,933	1,772,537

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△66,801	4,203,436	4,203,436
会計方針の変更による 累積的影響額		△2,726	△2,726
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△66,801	4,200,709	4,200,709
当期変動額			
新株の発行		35,452	35,452
自己株式の取得	△195	△195	△195
自己株式の処分	4,425	83,214	83,214
当期純利益		411,703	411,703
当期変動額合計	4,230	530,175	530,175
当期末残高	△62,571	4,730,885	4,730,885



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	2年～12年
工具、器具及び備品	3年～8年
レンタル資産	5年

##### ② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

##### ① セリング型モデル

「DX Suite」の有償トライアルについては、トライアル期間の終了により、履行義務が充足されると判断し、トライアル期間の終了時点で収益を認識しております。また、サービス提供に係わる初期費用に関しては一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

##### ② リカーリング型モデル

サービス提供に係わる月額基本料及びその契約から生じる従量料金は、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによりセリング型収益として区分している「DX Suite」オプションサービスの提供に係る一部収益について、従来は契約開始時に収益を認識する方法によっておりましたが、主契約の契約期間にわたって顧客が当該サービスの便益を享受する場合には、主契約の契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」を当事業年度より「契約負債」として表示しております。また、「固定負債」に表示していた「長期前受収益」を当事業年度より「長期契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において繰延税金資産88,918千円を計上しております。

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案し見積った将来一時差異等加減算前課税所得に基づき算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大は、繰延税金資産の回収可能性に大きな影響を与えるものではないと想定しておりますが、今後の影響については不確定要素が多いため、その状況によっては翌事業年度の繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	110千円
短期金銭債務	814千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,200千円
売上原価	2,100千円
販売費及び一般管理費	26,092千円
営業外取引による取引高	
受取配当金	11,512千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	普通株式	3,961,450株
当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	98,815株
当事業年度末における当社が発行している 新株予約権の目的となる株式の数	普通株式	40,500株

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
研究開発費否認	133,124千円
賞与引当金	23,592千円
前受収益	14,116千円
未払事業税	8,224千円
有価証券評価損	8,102千円
減価償却費超過額	7,442千円
株式報酬費用	5,541千円
敷金償却否認	3,102千円
その他	928千円
繰延税金資産合計	204,176千円
評価性引当額	△115,257千円
繰延税金資産の純額	88,918千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△0.3%
住民税均等割	0.4%
評価性引当額の増減	1.9%
租税特別措置法上の税額控除	△4.7%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。その他の流動資産及び流動負債はそれぞれ1年以内に解消予定です。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。また、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、回収時期が未定なことから現在価値の算定が困難と判断し、時価の算定の対象外としております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額
関係会社株式	1,237,875	855,441	△382,434
資産計	1,237,875	855,441	△382,434

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「売掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	事業年度(千円)
非上場株式	3,523

### (3) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式	855,441	-	-	855,441
資産合計	855,441	-	-	855,441

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

#### 関係会社株式

上場株式については、相場価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 9. 持分法損益等に関する注記

### 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	1,237,875千円
持分法を適用した場合の投資の金額	976,847千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△198,992千円



## 10. 関連当事者取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	取引の内容	取引金額 （千円）
役員	渡久地 択	当社代表取締役社長 CEO 兼 CPO	（被所有） 48.7	金銭報酬債権の現物出 資（注）	19,999
役員	齋藤 真織	当社取締役COO	（被所有） 0.4	金銭報酬債権の現物出 資（注）	17,996
役員	前刀 禎明	当社取締役CMO	（被所有） 0.0	金銭報酬債権の現物出 資（注）	17,996
役員	星 健一	当社取締役	（被所有） 0.0	金銭報酬債権の現物出 資（注）	10,071
役員	楠瀬 丈生	当社取締役	（被所有） 0.5	金銭報酬債権の現物出 資（注）	10,071

（注）譲渡制限付株式報酬制度に基づく金銭報酬債権の現物出資であります。

## 11. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,224.78円
1株当たり当期純利益金額	107.71円

## 12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	収益モデル		合計
	リカーリング型 モデル	セリング型 モデル	
固定料金	2,626,983	—	2,626,983
従量料金	346,981	—	346,981
その他	53,815	282,963	336,779
顧客との契約から生じる 収益	3,027,780	282,963	3,310,744

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に「DX Suite」初期費用にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、72,525千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	12,120
1年超2年以内	3,180
合計	15,300

### 13. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、株式会社aiforce solutionsの全株式を取得し子会社化(「本株式取得」)すること、及び同社を吸収合併(「本合併」)することを決議しました。なお、本合併は本株式取得の実行を条件として効力を発生するものであり、2022年5月2日に株式譲渡を実行し、合併を実施しました。

#### 1. 株式取得による企業結合

(1) 株式取得の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社aiforce solutions

事業内容：AIコンサルティング事業、AI関連ソフトウェア開発事業、AI関連人材教育事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は「世界中の人・物にAIを届け、豊かな未来社会に貢献する」というミッションのもと、AIが隅々まで広がった社会の実現を目指しております。物体検知のAI領域を中心に、「DX Suite」や「Learning Center」をはじめとしたサービス提供の中で培ったAI技術やAI開発・運用基盤をオープンに提供し、様々な社会・産業基盤の商材との連携・共同開発を進めています。

株式会社aiforce solutionsは、AI民主化による「誰もがテクノロジーを使いこなす社会課題の解決に貢献できる、今より一歩進んだ世の中」の実現を目指しています。データ解析のAI領域を中心に、AI運用の内製化を強力に推進するAuto Machine Learning(自動機械学習)ソフトウェア「AMATERAS RAY」並びに

AIリテラシー向上のための実践型教育プログラム「AMATERAS EDU」により、AI未経験の社員でもビジネスでAIを活用できるサービスを提供しています。

当社は、株式会社aiforce solutionsと早期に一体となり、同社が持つ各サービス、技術やナレッジを当社のサービスと統合することで、AIの提供できる価値領域が広がり、当社のAIプラットフォームの提供を加速させられると判断し、同社の全株式を取得し、吸収合併を実施しました。

③ 株式取得日

2022年5月2日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 取得後の議決権比率

100%

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得原価（現金）：1,664百万円（概算額）

※取得関連費用（アドバイザー費用等概算額）22百万円を含んでおります。

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものが、金額、償却方法及び償却期間については現時点で確定しておりません。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点で確定しておりません。

2. 吸収合併による企業結合（共通支配下の取引）

(1) 吸収合併の概要

① 吸収合併の日程

取締役会決議日：2022年3月15日

合併契約締結日：2022年3月15日

吸収合併実行日：2022年5月2日

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、吸収合併承認の株主総会の決議を経ずに吸収合併を行うものであります。

② 吸収合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社aiforce solutionsは解散します。

③ 吸収合併に係る割当ての内容

実行日（効力発生日）である2022年5月2日時点においては、株式会社aiforce solutionsは当社の100%子会社であるため、本合併による株式その他金銭等の割当は行いません。

(2) 吸収合併の状況

本合併による当社の名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はございません。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。